

研究ノート

「デジタルアーカイブ福井」を利用した資料の調査及び 目録記述の改善についての一考察

—越前三業惑乱関係資料を対象として—

宇佐美 雅樹*

はじめに

1. 越前三業惑乱とその研究について
2. 「デジタルアーカイブ福井」の検索機能を利用した資料の調査
 - (1) 検索方法
 - (2) 検索語の設定と検索対象
3. 検索結果および検索結果からわかること
 - (1) 検索結果
 - (2) 資料目録の検索結果からみた越前三業惑乱
 - (3) 資料群目録における三業惑乱関係の記述
4. 調査の有効性と目録記述の課題
 - (1) 調査の有効性について
 - (2) 資料目録および資料群目録の記述の改善について

おわりに

はじめに

福井県文書館、福井県立図書館、福井県ふるさと文学館が2019年4月から3館で共同運用している「デジタルアーカイブ福井」は、資料目録と資料目録情報をインターネット上で公開し、一部資料についてはデジタル画像を公開しているデジタルアーカイブシステムである¹⁾。デジタルアーカイブの古文書目録は、資料群（フォンド）の概要について記述した資料群目録と、一点ごとの資料つまりアイテムのメタデータについて記述した資料目録の2種類がある²⁾。

デジタルアーカイブ福井の目録は、個々の資料（アイテム）がどのサブフォンド、またはシリーズやサブシリーズに属するかなど、いわゆる資料群の階層構造が明確には示されていない特徴をもち³⁾、資料群目録と資料目録によって、資料群の階層としてフォンドとアイテムの2つのみ明示する形となっている。つまり、サブフォンドとシリーズまたはサブシリーズのような中間的な階層は示していない目録であるが⁴⁾、それだけにフォンドとアイテムに関する記述を充実させることが特に重要である⁵⁾。

*福井県文書館副館長

ところで、資料を調査するさいに、デジタルアーカイブの目録類が果たす役割はきわめて大きい。一方、アーカイブズにおいて目録の編成と記述を考える場合、特定分野の研究者だけでなく、より一般的・広範囲な層を対象として考える必要があるという指摘がある⁶⁾。福井県文書館においても、館設置条例の設置目的に「県民の利用」が盛り込まれているように⁷⁾、歴史研究者だけではなく、まずは一般県民の資料の閲覧利用を念頭に置く必要がある。この前提に立てば、一般県民を主要な利用者とした目録、つまり「記録史料に対するアクセシビリティ」が高く、分かりやすく利用しやすい目録の在り方を今後十分に検討していく必要があるだろう。

ところでデジタルアーカイブ福井の目録類は、各担当者が一点一点の資料原本を調査することにより資料名や作成年・作成者などのメタデータを資料から読み取り、それを資料調査カードに書き入れ、それらを入力・データ化するなどの作業を基に作成されてきたものである。ただ担当者の専門分野や興味関心の方向などの関係から、担当者により資料に付与された「資料名」が必ずしも十分なものでなく、ともすればそれが原因となり、目録が利用者にとって「分かりやすく、利用しやすい目録」となっていない場合もあると考えられる。

本稿は、1で越前三業惑乱とその研究について紹介し、2でデジタルアーカイブ福井の検索機能を利用した、三業惑乱関係資料の調査について述べる。次いで、3では2で示した方法による検索調査の結果を示し、さらに検索結果から越前三業惑乱について概観する。4では、試行した調査の結果をもとに、調査の有効性について述べるとともに、今後のデジタルアーカイブ福井の資料群目録および資料目録の目録記述の改善に向けて、どのような課題が残されているかを検討する。

このように本研究は、デジタルアーカイブ福井を利用して越前三業惑乱関係資料の検索を試行することを通じて、その成果を検証するとともに、デジタルアーカイブ福井における「分かりやすく、利用しやすい目録」の記述について考察するものである。また、越前で三業惑乱という歴史的事象が生じていたのは江戸時代後期の享和・文化年間（1801～1818）にはほぼ限られるため、資料検索の対象年代が絞れることと⁸⁾、三業惑乱関係資料にしばしばみられる特徴的な語から比較的資料を抽出しやすいと考えられること、この2点が本研究で三業惑乱関係資料の検索による調査をひとつのモデルケースとして考察の対象とする理由である。

なお本稿では以下の本文において、上記の年代に作成され、かつ三業惑乱に関係する内容をもつ資料いわゆる検索条件に合致する資料を適宜「該当資料」と略記する。また、デジタルアーカイブ福井からの該当資料の検索・抽出およびそれにとりもなう課題の考察を主眼とすることから、越前三業惑乱の展開という歴史的事象そのものに関することには必要以上に深入りしない。

1. 越前三業惑乱とその研究について

該当資料の調査について述べる前に、まず本稿で扱う歴史的事象「越前三業惑乱」の定義およびその研究状況と課題について簡略に述べておきたい。

江戸時代の享和年間から文化年間にかけて浄土真宗西派で起こった法義をめぐる論争、つまり「三業惑乱」は、法論の一種であり全国的な展開をみせたことはよく知られている⁹⁾。特に法論の発端となった三業帰命説（身・口・意の三業をそろえて阿弥陀仏に極楽往生を願うことを本旨とする教説）

を唱え、本願寺法如らの支持を受けていた平乗寺功存が越前出身であったこと、功存の影響を受けた浄土真宗の門弟や門徒集団が越前に多数存在したことなどの理由から、のちに正統教学とみなされなくなった三業帰命説をめぐり、享和年間から文化年間の越前では三業帰命説を支持する真宗寺院・門徒たちによる騒動や福井藩への集団的な訴願などさまざまな動きがみられた¹⁰⁾。これらの動向を本稿では「越前三業惑乱」と称する。この「越前三業惑乱」の状況は、福井藩においては当時「宗意一件」などと呼称され、また文化3年（1806）に三業帰命説が不正義と断じられたのちも、三業派がそれに承服しない姿勢を示すなど混乱した状況が続いた。文化4年2月には騒動を防ぐため福井藩は福井城下における大勢の人びとの集合禁止を再令し、文化9年正月に福井城下で三業派の江戸召喚を受けて三業派が福井城下でその撤回を求め集団行動を行うなどの動向がみられた¹¹⁾。

これまでの主な研究としては、松原信之は越葵文庫「家譜」¹²⁾の記述を中心に当該期の越前における三業惑乱（西本願寺宗意一件）の展開を『福井県史』通史編で概説的に論じた¹³⁾。また筆者はかつて、当該期に三業帰命説を支持した集団である「川北同行」の中心的人物である小島五左衛門が遺した資料群である福井大学附属図書館所蔵小島家文書¹⁴⁾の一部資料を紹介し、越前坂井郡における三業惑乱の地域的な広がりについて述べたことがある¹⁵⁾。

上記の研究は1990年代に行われたもので、デジタルアーカイブや資料目録類が整備されていない状況下で、越葵文庫「家譜」や小島家文書などの限られた資料をもとに進められたものである。その結果、当時の研究段階では越前三業惑乱という歴史的事象の地域的な広がりや深さを十分にはとらえきれていないおそれがあるといえる。ただ現在、資料調査が進捗しデジタルアーカイブ福井に多数の資料が目録や画像の形で蓄積され、それが利用可能となっている現在の研究環境において、改めて関連資料を検索・抽出し、それらの資料を分析したならば、従来の理解とは異なる越前三業惑乱の側面が指摘できるのではないかと考える。

2 「デジタルアーカイブ福井」の検索機能を利用した資料の調査

(1) 検索方法

前述した小島家文書の文書目録は「デジタルアーカイブ福井」に含まれないため本稿では小島家文書を直接の考察対象としないが、行論の関係上触れておく。「小島家文書データベース」において分類項目「宗教」の資料は238点で、うち80点程度が資料名や内容から三業惑乱に関する資料と認められる¹⁶⁾。それらはいくつかの資料のまとめりからなり、資料群の階層構造の面からみると三業惑乱関係資料のシリーズまたはサブシリーズを構



図 デジタルアーカイブ福井の詳細検索画面

成している。デジタルアーカイブ福井でこのような調査を行うためには、まず、デジタルアーカイブ福井に三業惑乱関係資料がどのくらい含まれているかを資料検索により調査する必要がある。

「デジタルアーカイブ福井」に公開されている資料の検索方法として、大別して2つの方法がある。1つは、「資料群番号」、「資料群名」、「資料番号」、「資料枝番」、「年月日」、「資料名」、「作成者（差出人等）」、「宛名」、「出所」、「添付ファイル種別」、「管理セクション」、「クリエイティブコモンズ」といったメタデータで目録データを検索・抽出する詳細検索の方法と、もう1つはフリーワード（検索語、キーワード）を入力して、上記のメタデータのいずれかに一致（部分一致を含む）する目録データを検索・抽出する簡易検索の方法である。

どちらの検索方法も、フリーワード検索（AND 検索または OR 検索が選択可能¹⁷⁾）ができる仕様となっているが、フリーワード検索は一般的にはアイテムのメタデータを中心ともいえる「資料名」を念頭に行われる。利用者が目録を利用する際、「資料名」は資料の内容をある程度把握するための手がかりであり、また、閲覧するかどうかを判断するための最も重要な文字情報である。資料の調査は、この「資料名」を中心に調査することになるが、フリーワード検索で何を検索語（キーワード）に設定するかが最も重要であり、検索語の設定が資料抽出の成否を左右すると言ってもよい。

そのため、デジタルアーカイブ福井における「資料名」は、例えば冊子・帳形式の資料であれば表紙に記されている表題（標題）を、一紙文書ならば文書冒頭の表題をそのまま資料名として示すだけでなく、例として「一札之事」という表題をもつ資料ならば、資料名を「一札之事（〇〇村と△△村山論二付）」のように資料の内容情報を資料中から摘記して丸括弧書きで示している。このように、資料名からある程度内容が判断できるよう、また、資料検索においてはよりよい検索結果が得られるよう、一定の工夫を施している。

（2）検索語の設定と検索対象

表1は、該当資料を抽出するための検索の検索語候補として適当と考えられる用語について、『福井県史』通史編3近世一の記述および福井大学附属図書館所蔵小島家文書の資料の内容から抽出したものである¹⁸⁾。

表1 検索語候補一覧

区分	検索語候補
教義および信仰に関する用語 (A)	<u>三業</u> 、 <u>惑乱</u> 、 <u>宗意</u> 、 <u>安心</u> 、 <u>法義</u> （法儀）、新義、古義、帰命、裁断
組織、集団、地域名に関する用語 (B)	掛所、輪番、同行、学林、能化、能主、使僧、古義派、新義派、吉崎、川北、川南、中領、三領
人名・寺名に関する用語 (C)	功存、智洞、空誓、長慶寺、勝縁寺、超勝寺、正立寺、西誓寺、長法寺、浄光寺、西秀寺、真宗寺

*下線の語を検索語として採用

表1で示した検索語候補はあくまでも「候補」であって、これらをすべて実際に検索語として利用した場合、目的の資料を効率よく抽出できず、抽出結果に処理対象となる情報以外の不要な情報（い

わゆる「ノイズ」が多くなってしまふ場合がある¹⁹⁾。特に表1(B)・(C)の各語を検索語とした場合、抽出される件数が膨大となり無関係の資料まで抽出することになり、効率性の面で問題が大きい。

そこで検索語として適すると考えられる用語として、表1(A)「教義および信仰に関する用語」から「三業」、「惑乱」、「宗意」、「安心」、「法義(法儀)」の5つの語を検索語として選び、「これらの5つの語のいずれかを「資料名」等に含み、かつ、作成年が享和・文化年間(1801~1818年)の資料」を条件とし、デジタルアーカイブ福井内の「古文書」(松平文庫を除く)の資料目録データを対象として、OR検索を実施した(図)。

3. 検索結果および検索結果からわかること

(1) 検索結果

検索結果は表2のとおりである²⁰⁾。

表2 享和元年~文化15年に作または作成されたと推定される年未詳資料のうち、資料名に「三業」「惑乱」「宗意」「安心」「法義(法儀)」のいずれかを含まるもの

番号	資料群番号, 資料番号	資料群名	資料名(表題と内容項目)	年月日
1	A0027,00109	片岡五郎兵衛家文書	西流宗意之儀ニ付御書付を以被仰出候趣組下村々請印形帳	1805年(文化2)08月17日
2	A0052,00021	加藤竹雄家文書	乍恐書付を以奉願上候(三業惑乱ニ付宗旨安心愁状)	年未詳
3	A0057,00001-001	加藤九左衛門家文書	心印一札之事(御法義ニ付同行中心印一札)	1805年(文化2)05月
4	A0057,00001-002	加藤九左衛門家文書	心印一札之事(御法義ニ付同行中心印一札)	1805年(文化2)05月
5	A0142,00107	県立図書館(森家旧蔵)文書	(本山御法義ニ付惣代帰国ニ付廻状)	年未詳
6	A0142,01084	県立図書館(森家旧蔵)文書	(本山御法義一件惣代帰国ニ付廻状)	年未詳
7	A0512,00001	平乗寺文書	御尋ニ付返答書(宗意一件ニ付)	年未詳
8	A0512,00002	平乗寺文書	寺社御奉行所江在番願正寺より差出候願書写(宗意之儀ニ付)	1805年(文化2)08月
9	A0512,00003	平乗寺文書	乍恐口上書(安心法義ニ付)	年未詳
10	A0512,00020	平乗寺文書	趣意書(宗意一件ニ付)	年未詳
× 11	A0512,00024	平乗寺文書	安心教諭書	年未詳
12	B0037,00242	勝見宗左衛門家文書	(西本願寺宗意一件、長慶寺寺内狼籍ニ付達書)	1807年(文化4)02月
13	C0003,00001	本専寺文書	文化未四月廿日金津御奉行所へ差上候願書并趣意書写(宗意一件ニ付)	1811年(文化8)
14	C0003,00013	本専寺文書	乍恐書付を以奉願上候(御本山表御安心之儀ニ付)	1804年(文化1)08月
15	C0003,00012	本専寺文書	御法義一件御坊所御調并ニ大御法会始末記	1811年(文化8)
16	C0019,00100	浄光寺文書	願書之写(惑乱一件ニ付)	1805年(文化2)12月
17	C0028,00043	勝授寺文書	乍恐奉伺口上之覚(宗意惑乱落着ニ付本寺へ周旋願)	申年(申)03月
18	C0028,00044	勝授寺文書	乍恐書付を以奉願上候(宗意一件ニ付僧俗江戸召換免除願)	1812年(文化9)01月
19	C0028,00051	勝授寺文書	乍恐口上書を以奉再願上候(宗意一件和融ニ付御影開封願)	午年(午)12月

番号	資料群番号, 資料番号	資料群名	資料名(表題と内容項目)	年月日	
	20	C0028,00090	勝授寺文書	乍憚書附を以奉願上候(法義安心ニ付勝授寺惣同行代願書)	1804年(文化1)08月
	21	C0031,00045	上木禎家文書	乍恐書付ヲ以奉願上候(本山安心之儀ニ付)	1804年(文化1)08月
	22	C0038,00029	吉野則夫家文書	乍恐書附ヲ以奉願上候(本山安心之義ニ付)	1804年(文化1)07月
	23	C0044,00222	土屋豊孝家文書	(三業惑乱ニ付、安心不正義ノ段能主返答、入牢ノ経緯)	年未詳
	24	C0051,00046	佐藤禮三家文書	願書之写(宗意惑乱に付)	1806年(文化3)05月
	25	C0051,00047	佐藤禮三家文書	願書之写(宗意惑乱に付)	1805年(文化2)12月
	26	C0064,00128	久保文苗家文書	乍恐以口上書奉願上候(宗意安心惑乱(三業惑乱)一件ニ付)	1805年(文化2)06月10日
	27	D0018,00106	田中甚助家文書	乍恐口上書を以奉願上候(御本山様法儀相続ニ付一札)	1809年(文化6)08月
	28	D0047,00136	佐藤徳次郎家文書	乍恐書付を以御伺奉申願上候(法儀談合一件ニ付願書)	1814年(文化11)01月
	29	E0039,00006	養徳寺文書	(三業惑乱ニ付本願寺裁断説諭書)	1806年(文化3)11月
×	30	E0111,00004	辻茂平家文書	御安心問答	年未詳
	31	F0034,00048	西光寺文書	乍恐口上書を以奉願上候(宗意一件江戸御召之儀ニ付)	1812年(文化9)01月23日
	32	F0034,00101-001	西光寺文書	乍恐以口上書奉願上候(本山ヨリノ宗意一件受印之儀ニ付)	1811年(文化8)04月
	33	F0034,00106	西光寺文書	(宗意一件ニ付)	1806年(文化3)01月27日
	34	F0034,00115	西光寺文書	京坂同志遺下書(宗意一件江戸出府之儀ニ付)	1812年(文化9)
	35	F0034,00116	西光寺文書	内話手扣(宗意一件ニ付)	1811年(文化8)
	36	F0043,00090-001	福岡平左衛門家文書	(西本願寺宗意一件ニ付)	1806年(文化3)
×	37	I0012,00057	寶慶寺文書	三石山惑乱並無水田再興事与村人出入一件筆記	1806年(文化3)06月
	38	I0058,00153	伊藤三郎左衛門家文書	(本如、御裁断御書、三業惑乱関連)	1806年(文化3)11月
	39	I0076,00242	野尻喜平治家文書	口上之覚(安心一件ニ付口上覚)	1803年(享和3)02月03日
	40	I0076,00243	野尻喜平治家文書	乍恐口上書を以奉願上候(御安心一件ニ付)	1804年(文化1)07月
	41	I0076,00244	野尻喜平治家文書	(安心一件ニ付願書)	1804年(文化1)08月
	42	I0076,00245	野尻喜平治家文書	(御安心一件ニ付願書)	1804年(文化1)10月
×	43	I0135,00008	常興寺文書	安心亀鑑御書集	1801年(享和1)
×	44	J0030,00055	笠松一夫家文書	乍恐以書付奉願上候(寺檀惑乱ニ付)	1806年(文化3)04月
	45	J0097,00234	宮川小兵衛家文書	乍恐以書付奉願上候(西本願寺宗意一件ニ付、「三業惑乱」関連)	卯年(卯)01月
	46	J0097,00235	宮川小兵衛家文書	添書を以奉願上候(西本願寺宗意一件ニ付、「三業惑乱」関連)	卯年(卯)01月
	47	J0097,00238-001	宮川小兵衛家文書	乍恐演説書付願上候(本覚寺新発意等法談指留ニ付、「三業惑乱」関連)	未年(未)07月
	48	J0097,00238-002	宮川小兵衛家文書	乍恐演説書付願上候(本覚寺新発意等法談指留ニ付、「三業惑乱」関連2点)	未年(未)07月
	49	J0097,00240	宮川小兵衛家文書	乍恐書付を以奉願上候(西本願寺宗意一件ニ付、「三業惑乱」関連)	年未詳
×	50	X0570,00135	古河家文書	安心決定鈔(写本)	1808年(文化5)

検索により50点の資料が抽出されたが、各資料の内容を調べたところ、うち6点(表2で×印を付したものは三業惑乱に関係しない非該当資料であったため、44件が該当資料となる。また、特に検索語を「三業」、「宗意」、「法義(法儀)」とした場合、抽出され

表3 表1における検索語の出現状況

検索語	表2の「資料名」における出現数(A)	Aのうち三業惑乱と関係があるもの(B)	Aのうち三業惑乱と関係がないもの(A-B)
「三業」	9	9	0
「惑乱」	16	14	2
「宗意」	20	20	0
「安心」	17	13	4
「法義(法儀)」	8	8	0

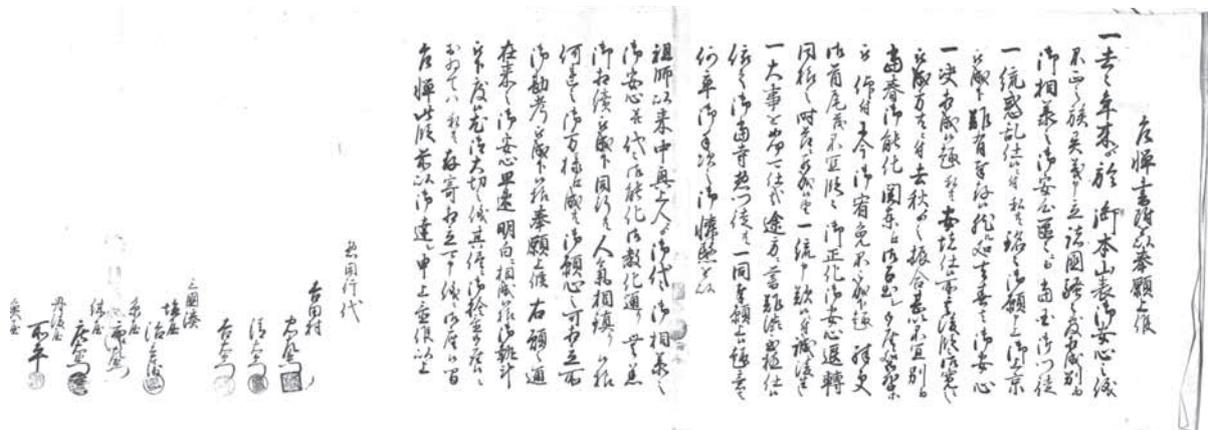
た資料はすべて該当資料であった(表3)。これらの用語は享和・文化年間以外の資料以外ではほとんど使用されておらず、享和・文化年間の三業惑乱に関連して当時いわば特異的に使用されていた用語であることがわかる。また、該当資料を含む資料群数は22であった。

(2) 資料目録の検索結果からみた越前三業惑乱

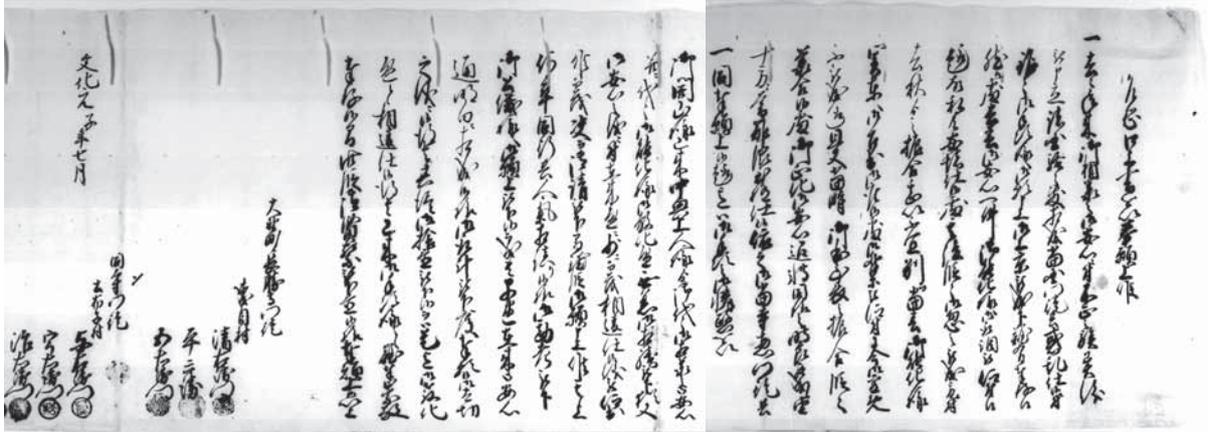
次に検索結果から越前三業惑乱を概観する。資料群に付されたA～Xの記号は、各資料群の出所や所在地に対応して付されるものであるが、該当資料はAの福井市やCの坂井郡のものが特に多い。加えて、Mの敦賀郡など一部地域を除く越前各地に分布しているとともに、N～Qの若狭を出所とする資料は全く見いだせない。資料の残存状況や過去に行われた地域別の資料調査の精粗も一要因としては考えられるが、該当資料は越前の一部地域に偏在していることが検索結果からも裏付けられる。

資料群についてみると、該当資料を含む資料群は22資料群で、後掲の表4が示すように近世庄屋家等を出所とする資料群数は17であるのに対し、浄土真宗本願寺派(西派)寺院を出所とする資料群数は5にとどまる。両者の数を単純に比較しただけでも、この歴史的事象が単なる一教団内の法論ではなく、越前の諸地域や諸階層に波及するような特殊な背景をもつ法論であったことが窺える²¹⁾。

次に、抽出された複数の該当資料からわかることについて触れておく。表2の14番(本専寺文書)、20番(勝授寺文書、画像1)、21番(上木禎家文書)、22番(吉野則夫家文書)、42番(野尻喜平治文書)は、いずれも1804年(文化1)7月から8月に作成され、在来の信仰を明らかにすることを手次



画像1 勝授寺文書「乍憚書附を以奉願上候(法義安心二付勝授寺惣同行代願書)」(表2-20番、部分)



画像2 野尻喜平治家文書「乍恐口上書を以奉願上候（御安心一件二付）」（表2-40番、部分）

寺に求めるための願書であり、それぞれ作成者と宛所は異なるがほぼ同文である。これらは、当時三業派と称されるべき人びとが、統一した願書様式を使用していたことを意味する。

三業派特に坂井郡の川北同行の組織性については、前述の小島家文書の分析などからある程度明らかにされているが²²⁾、表2の14番（本専寺文書）、20番（勝授寺文書）、21番（上木禎家文書）、22番（吉野則夫家文書）はいずれも川北同行の地盤である坂井郡内で作成されたものである。一方、42番の野尻喜平治家文書（画像2）は、大野郡内の同行から手次寺である大野郡大野町長勝寺に宛てられた願書であるが、坂井郡の川北同行が作成した資料（画像1）と同じ願書様式で、かつほぼ同じ内容である。

このことは、今回の調査により比較的容易に見出された事象であるが、デジタルアーカイブの資料の蓄積を背景に行われた本調査により、今回初めて確認されたことでもある²³⁾。これらの資料は、当該期における越前国内の三業派の動きの活発化や組織の広がりを示すものとして位置付けることができる。

（3）資料群目録における三業惑乱関係の記述

次に、表2で該当資料を含む22資料群の資料群目録の「資料群の概要」における三業惑乱関係の記述の有無及び内容を調査した。それをまとめたのが次の表である（表4）。

表4によれば該当資料を含む22の資料群のうち、資料群目録に三業惑乱関係の記述があるものは7資料群である。傾向として、資料群に含まれる該当資料が1、2点など少数の場合、資料群目録に三業惑乱関係の記述はないケースが多いこと、またこれとは対照的に、資料群に含まれる該当資料が比較的多い場合は、資料群目録に三業惑乱関係の記述があるケースが多いこと、以上の2点が指摘できる。該当資料が多いほどシリーズまたはサブシリーズとして把握されやすいため、このような傾向となるのは自然なことと考えられる。

4. 調査の有効性と目録記述の課題

（1）調査の有効性について

次に本調査の有効性について述べる。本研究の方法によれば、該当資料は計44点、該当資料を含む

表4 資料群目録「資料群の概要」における三業惑乱関係の記述

資料群番号・資料群名 出所（地域、属性）	表1における資料点数	資料群目録「資料群の概要」の記述（「―」は記述なし）
A0027片岡五郎兵衛家文書 足羽郡合谷村、福井藩領大庄屋	1	―
A0052加藤竹雄家文書 吉田郡二日市村、福井藩領（本多領）庄屋	1	ほかに、「三業惑乱ニ付宗旨安心愁状」や明治期の辞令、幕末から明治にかけての日記類などがある。
A0057加藤九左衛門家文書 吉田郡鷺塚村、福井藩領庄屋	2	―
A0142福井県立図書館（森家旧蔵）文書 坂井郡細呂木村、福井藩領庄屋、本陣	2	―
A0512平乗寺文書 足羽郡太田村、浄土真宗本願寺派（西派）	5	また、功存の唱えた「三業婦命説」は、彼の死後幕府への提訴事件となるなどした。多数の末寺門徒をかかえる越前では、この西本願寺宗意一件は三業惑乱として大きな騒動となり、福井藩をも巻き込んだので大きなものであった。
B0037勝見宗左衛門家文書 吉田郡上合月村、福井藩領庄屋	1	―
C0003本専寺文書 坂井郡山竹田村、浄土真宗本願寺派（西派）	3	宗意惑乱に関する記録、1811年（文化8）「文化未四月廿日金津御奉行所へ差上候願書并趣意書写」は、いわゆる三業派からの転向を意味する本願寺からの「四ヶ条附紙」に請印した本専寺が、本山大遠忌のため上京したことにより、門徒が大勢馳集するという事態に関連した資料であり、この騒動の一端について知ることができる。
C0019浄光寺文書 坂井郡轟木村、浄土真宗本願寺派（西派）	1	この他に浄土真宗本願寺派の教義をめぐる争論である三業惑乱に関連して、1804年（文化1）の長慶寺・勝縁寺と他寺との融和を求めた三領同行惣代の願書、十郷用水関連の願書類がある。
C0028勝授寺文書 坂井郡三国湊、浄土真宗本願寺派（西派）	4	近世文書では、1665年（寛文5）の興正寺との門徒所属をめぐる文書や、1812年（文化9）の「三業惑乱」に関する文書などがある。
C0031上木禎家文書 坂井郡横越村、幕府領庄屋	1	―
C0038吉野則夫家文書 坂井郡前谷村、幕府領庄屋	1	―
C0044土屋豊孝家文書 坂井郡前谷村、幕府領大庄屋	1	―
C0051佐藤禮三家文書 坂井郡高塚村、幕府領大庄屋	2	―
C0064久保文苗家文書 坂井郡鷺塚村、幕府領庄屋	1	―
D0018田中甚助家文書 丹生郡樫津村、幕府領大庄屋	1	―
D0047佐藤徳次郎家文書 丹生郡左右浦、幕府領庄屋	1	―
E0039養徳寺文書 南条郡府中町、浄土真宗本願寺派（西派）	1	―
F0034西光寺文書 丹生郡杉本村、浄土真宗本願寺派（西派）	5	―
F0043福岡平左衛門家文書 今立郡下新庄村、鯖江藩領大庄屋	1	―
I0058伊藤三郎左衛門家文書 大野郡御領村、郡上藩領庄屋	1	―
I0076野尻喜平治家文書 大野郡横枕村、大野藩領庄屋	4	近世文書は、(1) 貢租、(2) 売券・借用証書類、(3) 用水出入、(4) 入会山出入、(5) 川除関係、(6) 三業惑乱関係、(7) 頼母子講関係、(8) 大野長勝寺関係、などに分けられる。
J0097宮川小兵衛家文書 大野郡西俣村、鯖江藩領庄屋、福井本覚寺檀家	5	また当家が福井の本覚寺を旦那寺としていたことに関連して、西本願寺派の宗教騒動「三業惑乱」関連の文書が含まれる。

資料群の数は計22であった。これら22の資料群は、表2で示した資料以外の該当資料を含んでいる蓋然性が高いと考えられ、さらに精査すると該当資料が見出される場合も多いと考えられる²⁴⁾。

一例を挙げると、F0043福岡平左衛門家文書は資料番号00090-001(西本願寺宗意一件二付)の1点のみ検索されるが、資料番号00090-002(御教諭請印二付)、00090-003以添書奉申上候(領分へ御使僧差向之儀二付)、00090-004(御使僧差向之儀二付)の計3点についても、検索語の関係で抽出されない資料であるものの、三業惑乱関係資料であることは内容から明らかである²⁵⁾。このようにデジタルアーカイブを利用した検索による資料調査は、検索語など検索条件の設定により常にすべてを抽出できるとは限らず、多くの場合遺漏を生じるためさらなる調査を必要とするが、資料およびそれを含む資料群を探すには一定の有効性はあると評価できる。なお、調査の有効性を高めていくためには、資料目録と資料群目録の記述の改善が重要となろう。

(2) 資料目録および資料群目録の記述の改善について

前述したように資料目録の「資料名」は、資料目録において最も重要な文字情報であると考えられる。表2における資料名の多くは、資料の表題に摘記した資料内容の一部を丸括弧書きで加えたもので、表題と資料内容がともにバリエーションを生じるため、必ずしも検索に適するような統一的な資料名とならないのはやむを得ないことであるが、おおむね適切に資料名が付されていると評価できる。

例えば当時の寺院や門徒など当事者側の資料では三業惑乱という歴史的事象は、表2が示すように「安心一件」「御法義一件」などと表現されていることが多い一方、福井藩の藩政資料や藩からの達書等においてはほとんどすべて「宗意一件」(一部は「宗旨一件」と称される(越葵文庫「家譜」などの記述による)。文書の作成主体によりこのような表記の揺れが生じるため、これらの語が同じ歴史的事象を指すことを目録の利用者が把握していない場合、混乱をきたすことも想定される。

表4によれば、該当資料を含む資料群の資料群目録においては、「三業惑乱」という歴史的事象を示す語がほとんどの場合使われているが、資料目録では、「宗意一件」のほかに「安心一件」や「宗意惑乱」という別の語が使われるなど、資料群目録と資料目録で表記のずれがあることが指摘できる。改善策としては、これらの語は同じ歴史的事象を指すことを資料群目録の記述において示しておくことが望ましいと考える²⁶⁾。

また、新たに資料群目録の「資料群の概要」に該当資料についての記述がないケースでも、特筆すべき資料があれば「資料群の概要」に記述すべきであろう。例えば、表4のA0057加藤九左衛門家文書の2点は、しばしば庄屋文書など他の資料群に散発的にみられる三業惑乱に関する藩からの達書などではなく、村民が従来信仰を保つことを誓う内容の文書で、ともに三業惑乱の展開に関する重要資料で、2点はシリーズまたはサブシリーズとして把握される²⁷⁾。また、表4のF0034西光寺文書は、伝来の経緯は不明であるが三業派の動向を示すと思われる該当資料が5点あり、末寺関係の資料を含む資料番号00101以外は明らかにシリーズまたはサブシリーズとなっている。少なくともこの2資料群については、資料群の特色を示すものとして資料群目録にこれらの該当資料に関する記述を追加すべきと思われる。

前述のように、デジタルアーカイブ福井の資料目録は、資料群中のシリーズやサブシリーズなどを

明確には示していないが、表4が示すように資料群目録「資料群の概要」にはその存在を示しているものもある程度はみられる。今後さらに、ある検索条件により抽出された複数の資料について、資料群目録の記述を追加していくことは、資料群におけるシリーズやサブシリーズなど資料群の構造や内容を利用者に示唆することにつながる。上記のような小さな改善を積み重ねることにより、デジタルアーカイブ福井の目録類がより「分かりやすく、利用しやすい目録」へと近づくものと考えられる。

おわりに

「デジタルアーカイブ福井」の検索機能を利用した資料調査のモデルケースとして三業惑乱関係資料の調査を試行した結果、検索による調査の限界があるものの、検索によりある程度の資料および資料群を抽出でき、さらにその結果から歴史的事象が確認されるなどの成果があり²⁸⁾、調査の有効性は認められるものと考えられる。一方、本調査を通じて、目録記述に若干の課題があることも指摘できる。結論として、三業惑乱関係資料はデジタルアーカイブ福井に含まれる資料のごく一部にすぎず、また三業惑乱という歴史的事象は地域史の一齣にすぎないが、他の歴史的事象について調査を行った場合でも、程度の差はあれ調査の有効性ととも目録記述の課題が同様に浮かび上がるものと思われる。

この点について、福井県文書館は原則として資料目録や資料群目録等を刊行しておらず²⁹⁾、システム上で目録データ修正を比較的簡易に行いデジタルアーカイブにそれを反映させることができる。このように福井県文書館の目録類は柔軟性をもっており、適宜、目録記述を改善することを通じて目録類を更新することができる。

平成30年(2018年)12月に国立公文書館が定めた『アーキビストの職務基準書』は、「アーキビストが職務を遂行する上で必要とされる知識・技能」のうちの1つとして、「組織文書・個人文書等の多様なアーカイブズ資料に関して、その基本的な構造を理解し、整理・目録記述等の職務を遂行できる」ことを示している。利用者が目的の資料にたどり着くための目録記述は、アーキビストすなわち公文書館の専門職員にとって重要な職務である。目録記述の改善を図っていくとともに、「記録史料に対するアクセシビリティ」を高めるための工夫の余地がないか、今後さらに考えていきたい。

注

- 1) デジタルアーカイブ福井 (<https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/>) は、1,013資料群の古文書(古典籍を含む)199,660点、公文書68,460点および刊行物等(新聞、県報など)の資料目録をもつ収蔵資料データベースとなっている(令和6年1月現在)。デジタルアーカイブ福井は「福井県の地域資料の総合的なデジタルアーカイブ」を目指しており、上記3館分を含めこの趣旨に賛同する関係機関の所蔵する資料群および資料の目録や画像を公開している。詳細については、同Webページ内の「デジタルアーカイブ福井とは」参照。
- 2) 古文書家目録は資料群(フォンド)に関する情報をまとめたものであり、いわゆる資料群目録である。15項目(目録種別、資料群番号、資料群名、地域(近世、行政村、現在)、資料の年代、資料目録件数、組織歴および履歴、資料群の概要、利用条件、県史収載、県史以外の収載、複製本番号、備考、利用上の注記(原本閲覧)、利用上の注記(二次利用))について一覧形式で示されており、上記のうち特に資料群についての説明である「組織歴および履歴」「資料群の概要」の記述を特に充実させている。一方、資料目録の記述は個々の資料(アイテム)のメタデータとして23項目(目録種別、資料群番号、資料群名、資料番号、デジタル、コマ数、形態、原本

有無、年月日、資料名、作成者（差出人等）、宛名、県史収載、県史以外の収載、閲覧の可否、備考、管理セクション、複製本番号・ページ、分類、数、大きさ、利用上の注記（原本閲覧）、利用上の注記（二次利用）が示されている。

- 3) 資料群の階層構造を示すものとしていわゆるフォンドとアイテムの2階層のみ示す方針を採ったのは、『福井県史』編さん目録を資料目録データベースの元として目録を編成したこと、近世文書など家文書が多数を占めており資料群の階層性を示すことが困難であることの2点が主な理由と考えられる。
- 4) ISAD(G)では、フォンドにおけるシリーズを、「ファイリング・システムに従って編成された記録。または、同一の蓄積やファイリングの過程で生じたり、同一の活動から生じたためにひとつの単位として管理される記録。または、特定の形態をもっていたり、記録が作成・収受・使用される際に生じた何らかの関係により、ひとつの単位として保持されている記録」（アーカイブズ・インフォメーション研究会編訳『記録史料記述の国際標準』（北海道大学図書刊行会、2001年）31ページによる）と、幅広に定義している。
- 5) 太田富康「アーカイブズ機関における編成記述の動向と課題—都道府県文書館の目録と検索システムの状況から—」（『アーカイブズの構造認識と編成記述』、国文学研究資料館編、思文閣、2014年）。太田富康氏は、近世アーカイブズをはじめとする多くの収集アーカイブズにおけるフォンドとシリーズを緩やかにとらえ、その客観的な再現は極めて困難であるとされ、「厳然として必ず存在する」フォンドとアイテムの2階層の記述方式の重要性を指摘している。
- 6) 太田富康前掲書。
- 7) 平成14年福井県条例第5号第1条。
- 8) 京都本山表においては享和年間以前の寛政年間から三業惑乱の状況は発生していたが、越前における三業惑乱が本格的に展開するのは享和・文化年間である。
- 9) 吉川弘文館『国史大辞典』の「三業惑乱」の項（千葉乗隆執筆）では、「江戸時代後期、浄土真宗本願寺派（西本願寺）学林の第七代能化（学頭）智洞が三業婦命の異義を唱え、寛政九年（一七九七）から文化三年まで十年間、教団が混乱した事件」と概略を説明している。ただし、これは真宗史や教団史からみた歴史的評価であって、地域史の視点からみた歴史的評価とは当然ながら若干異なってくる。
- 10) 最終的に三業惑乱に伴う騒動の終結をみたのは文政5年1月とされる。
- 11) 越葵文庫「家譜」（福井市立郷土歴史博物館寄託資料）文化4年2月晦日記、「同」文化9年2月5日記など参照。
- 12) 越葵文庫「家譜」は藩の公式記録であるので、三業惑乱への対処など、藩政の視点から事象をとらえている資料といえる。
- 13) 『福井県史』通史編3 近世一（編集・発行福井県、1994年11月刊）第五章「宗教と文化」第二節「越前の真宗」中の「西本願寺宗意一件」の項。
- 14) 小島家文書は福井大学附属図書館所蔵の資料群であり、その目録と画像は同図書館ホームページ上で「小島家文書データベース」として公開されている。資料群全体で約6,200点に及ぶ資料目録は、主題分類法による「近世史料分類」に従い支配、土地、貢租、村、戸口など24の項目に分類され、本稿で対象とする三業惑乱関係資料は分類項目「宗教」に分類される。分類項目「宗教」の資料は238点であり、うち80点程度が三業惑乱関係資料である。小島家文書の資料群情報にあたる小島家文書についての説明文には、主に小島家文書というフォンド全体に係る調査や収蔵状況や資料公開についての経緯の説明が主になされているが、出所である小島家に関する説明は少ない。また、各分類項目に含まれる資料の概要や三業惑乱関係資料などシリーズレベルについての説明はない。ただ、同データベースの「凡例」で断っているように、内容項目を標題（資料名）に付記し、おおよその内容がわかるよう、ある程度利用者の便宜を図っていることが窺える（令和6年1月閲覧）。
- 15) 宇佐美雅樹「三業惑乱と越前真宗門徒」（『県史資料』第3号、編集・発行福井県、1993年3月刊）、同「三業惑乱における越前真宗西派門徒—その行動と論理—」（『県史資料』第4号、編集・発行福井県、1994年3月刊）、同「ちょぼくれ『新春雪解水』にみる越前三業派」（『県史資料』第5号、編集・発行福井県、1995年3月刊）などがある。

- 16) 三業惑乱関係資料として、川北二十五日講関係資料や三業惑乱後の吉崎一件に関係する資料などがある。
- 17) AND 検索は、複数の検索語を使ってその単語すべてを含むテキストデータを検索・抽出する方法で、OR 検索は複数の検索語のいずれかを含むテキストデータを検索・抽出する方法である。
- 18) 『福井県史』通史編3 近世一における三業惑乱（西本願寺宗意一件）に関する記述（松原信之執筆）の一部を以下に示す。

（西本願寺宗意一件）

多数の末寺門徒を擁する越前においても、この西本願寺宗意一件は、三業惑乱として大きな騒動へと発展した。「家譜」によれば、越前において俗門徒の騒動が目立つようになるのは享和二年（一八〇二）頃からであった。以下、「家譜」によって騒動の経過を追ってみたい。

享和三年十月、西本願寺掛所（西別院）輪番から福井藩に提出された願書は、宗意安心の儀についての門徒たちの申立てを本山に提出しても、江戸公訴中との理由で受け付けられないため門徒の騒動も心配され、藩より本山への掛合を要請するものであった。藩はその対応に苦慮し、「元来宗法の儀に候えば（原文ママ）、取計難き筋も有之」として、輪番の口上書に添状を付し幕府寺社奉行に送達するにとどまった。翌文化元年十月には越前西派一〇一か寺の連印状が藩に提出されたが、これもまた幕府にその指図を求めるのみであって、幕府からの回答も、裁決が下るまでその対応を延期するようにとのことであった。

文化三年七月、幕府の裁許により新義派と本山が同時に処断され、本山の一〇〇日間の閉門にあわせて福井掛所も閉門が命じられた。しかし、安心の決定に不安を抱いた門徒は掛所へ大勢押し寄せ、教化を求めて閉門を阻止しようとした。翌四年二月二十九日には、福井木田町長慶寺へ五〇〇人ほどの俗門徒が寄り集まり、「宗意安心之儀承度由」を申し張って寺内に乱入し乱暴狼藉を働いたので、藩は騒乱の拡大を危惧して、以後門徒の集会を厳しく禁止した。ただし、藩は、長慶寺と寮村勝縁寺が古義派に属する寺院であることは認知していても、暴徒による長慶寺乱入の誘因については十分な理解はなかったようである。（後略）

- 19) 検索語の決定にあたっては、実際に表1の各用語で検索し、その結果から判断する方法も考えられるが、「教義および信仰に関する用語」は当該歴史的事象に特異的にみられる用語であるため、これに属する用語を検索語にする方が効率的であると考えた。
- 20) デジタルアーカイブ福井での資料検索のさいに「享和・文化年間（1801～1818年）の資料」という検索条件にすると、本来は抽出されるべき年未詳資料（年の表記がない資料）や干支年表記資料が除外されてしまうため、これを避けるため実際は図のようにいずれかの検索語を含む享和1年以降の資料を対象とし検索した。この場合76件が抽出されるが、内容から享和・文化年間の資料でないと判断される資料が26点含まれる。これらは本稿の考察の対象外となるため、後掲の表2から除いた。
- 21) 例えば、小島家文書を遺した川北同行の小島五左衛門自身は、幕領福井藩預地野中組大庄屋である。
- 22) 宇佐美前掲。
- 23) 越前三業惑乱の展開など歴史的事象の詳細については、本稿の成果を基にいずれ別稿を期したい。
- 24) 例えば、本稿の表1で示した検索語候補を用い、表4で示した資料群の資料を対象とした検索でも、複数の該当資料を抽出することができる。
- 25) このF0043福岡平左衛門家の場合は、資料番号00090の4点の資料に001から004の一連の枝番が付されており、それらの資料をシリーズまたはサブシリーズとして認識しやすいであろう。
- 26) 「三業惑乱（宗意一件、安心一件、御法義一件）」などと併記する方法が考えられる。
- 27) A0057加藤九左衛門家文書00001-001心印一札之事（御法義ニ付同行中心印一札）が『福井県史』資料3 中近世一（編集・発行福井県、1982年3月刊）に同家文書7号として掲載されている。
- 28) 例えば、検索により抽出した該当資料を年代順に並べ分析すると、まだ知られていない歴史的事象の発掘につながるものと思われる。
- 29) 福井県文書館閲覧室備え付け分の紙目録を除く。

